

# 令和8年度 厚木市保育所等利用申込みのご案内

【第一希望が保育所(公立・民間)、小規模保育施設の方】

※厚木市外を含む保育所・小規模保育・認定こども園のそれぞれを第1希望として複数の施設に申込みすることはできません。

| 対象児童   | 入所希望月  | 受付開始   | 受付締切     | 見学期限      | 入園前面接                | 結果発送日  |
|--|--------|--------|----------|-----------|----------------------|--|
| ■厚木市民  | R8. 5月 | 2月11日  | 4月10日    | 4月15日     | 入所内定後、<br>内定園で<br>実施 | 入所希望月<br>前月25日頃<br>(初回のみ)<br><br>※電話等での<br>問い合わせは<br>お受けして<br>おりません。 |
|  | 6月     | 4月11日  | 5月8日     | 5月13日     |                      |  |
| ■市外在住者で<br>① 厚木市に転入予定<br>② 保護者の就労先が<br>厚木市にあり週4日<br>と月64時間以上の<br>実働がある<br>③ 保護者が厚木市で<br>里帰り出産をする | 7月     | 5月9日   | 6月10日    | 6月15日     |                      |  |
|  | 8月     | 6月11日  | 7月10日    | 7月15日     |                      |  |
|  | 9月     | 7月11日  | 8月10日    | 8月14日     |                      |  |
|  | 10月    | 8月11日  | 9月10日    | 9月15日     |                      |  |
|  | 11月    | 9月11日  | 10月9日    | 10月15日    |                      |  |
|  | 12月    | 10月10日 | 11月10日   | 11月13日    |                      |  |
|  | R9. 1月 | 11月1日  | 12月10日   | 12月15日    |                      |  |
|  | 2月     | 11月1日  | R9. 1月8日 | R9. 1月14日 |                      |  |
| 3月   | 11月1日  | 2月10日  | 2月16日    |           |                      |  |

## ●受付方法 ※詳しくは2ページをご確認ください。

【郵送】 〒243-8511 厚木市役所保育課宛て **締切日消印有効**

【電子】 電子申請システム (e-kanagawa) **締切日 23時59分受信分まで有効**

【窓口】 開庁時間 平日 8時30分から17時15分まで

※入所希望児童が病気・障がい等により支援や配慮が必要な場合や厚木市外の保育所を希望する場合は、窓口にお越しください。

## ●申込後の流れ【入所希望月前月25日頃結果通知】

**入所の場合** → 入所が内定した方には、電話で連絡。小規模保育施設の場合は、内定先の園から連絡。

**保留の場合** → 保護者宛に通知を郵送。(保留通知は初回のみ発行)

なお、一度入所保留になった場合、次月からは入所調整がついた方のみ電話で連絡。

※支給認定証の認定期間が終了しない限り、年度内は継続して毎月入所調整を行います。

再度、申請書を提出していただく必要はありません。

※求職活動中で申請をされた方の支給認定証の認定期間は、2か月です。2か月経過後も継続して申請を希望する場合、認定期間の最終日が属する月の10日(10日が土日祝日の場合、直前の開庁日)までに

①交付済みの支給認定証、②支給認定変更申請書、③求職に関する申立書・ハローワーク受付票等のコピー(お持ちの方のみ)をご提出ください。

## ●その他

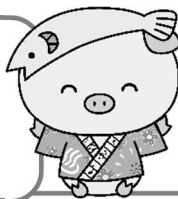
- ・不足書類や記入漏れ、内容に不備がある場合、選考の対象外となりますのでご了承ください。
- ・提出済みの書類はお返ししませんので、必要な方はあらかじめコピーをお取りください。
- ・希望施設の受入年齢、延長保育時間、延長料金、保育料以外にかかる諸費用、除去食対応、行事内容、雰囲気などについて十分確認のうえ、申込みください。指定期限内に見学を済ませられなかった場合、審査できません。
- ・空き状況は、月初更新。保育課へ問い合わせてください。保留者数は、市ホームページで確認できます。
- ・申込み児童や兄弟姉妹に未払いの保育料がある場合、必ずお支払いください。
- ・申込みの取下げや内定辞退をする場合、速やかに『取下げ・辞退届』を保育課へご提出ください。
- ・申込み後から入所月1日以前に厚木市から転出した場合、申込み・入所決定は取下げになります。2日以降に転出した場合も、別途手続が必要となりますのでご連絡ください。
- ・幼稚園・認定こども園については、こども育成課(046-225-2262)へ問い合わせてください。

### 市外の方

厚木市外に住民票があり、  
厚木市内の保育所等を希望

厚木市の締切日までに到着するよう住民票のある市区町村の保育所等担当課へ提出してください(メール・FAX不可)。

- ※市外と市内の保育所を同時に希望した場合、審査対象外となる場合がありますので、十分にご確認のうえ、お申込みください。
- ※厚木市内の保育所を申込みする場合は、第3希望までに希望施設を入れてください。第4希望以降の審査はできません。



### 市外の保育所

厚木市に住民票があり、  
厚木市外の保育所等を希望

厚木市外の保育所を1つでも希望する場合、事前に希望保育所のある市区町村の申込み締切日、必要書類などを確認のうえ、希望保育所のある市区町村の締切日の1週間前までに厚木市保育課窓口に必要な書類をご提出ください(郵送不可)。

【問い合わせ先】 厚木市保育課 電話：046-225-2231 厚木市役所第二庁舎3階

# 必要な書類

※ 年度ごとに一式必要

## ★ 必須

- 1 提出書類チェックリスト …世帯で1枚
- 2 教育・保育給付認定申請書(兼)利用申込書  
…児童1人につき1枚
- 3 利用申込補助票 …児童1人につき1枚
- 4 保育の必要性の事由を確認する書類 ※下記参照  
…保護者それぞれの分世帯で1枚  
(単身赴任等で別居でも要提出)
- 5 保育所等利用申込に関する確認書 …世帯で1枚
- 6 保育料に係る確認書 …世帯で1枚
- 7 個人番号届出書 …世帯で1枚

### ・個人番号確認書類(同居者全員分)

個人番号カード、通知カード、個人番号の記載がある住民票  
※ 単身赴任等の家庭状況で別居保護者の分の提出が必要な場合あり  
※ 令和2年5月25日以降に発行された個人番号通知書は利用不可

### ・本人確認書類(保護者それぞれの分)

個人番号カード、運転免許証等の顔写真付きのもの… 1点  
公的医療保険の被保険者証、児童扶養手当証書等の顔写真なしのもの… 2点

## ◆ 該当者のみ

※ 提出の有無で審査に影響が出る場合あり

- ・ アレルギーがある … 食物アレルギー調査票
- ・ 離婚調停中 … 離婚調停期日通知書のコピー
- ・ 認可外保育施設を月極で利用中  
… 在籍証明書や利用契約書、受領印入り月謝袋のコピー等
- ・ 4月1日時点で65歳未満の同居祖父母がいるが、保育できない  
… 祖父母の保育の必要性の事由を確認する書類  
※ 4月1日時点で65歳未満の場合
- ・ 祖父母と住所が同じだが生計は別  
… 公共料金の同月・別世帯宛の領収証または請求書のコピー
- ・ 育児休業から復帰する  
… 育児休業給付金支給決定通知のコピー  
※ 交付が間に合わない場合、雇用保険被保険者証のコピーでも可
- ・ 育児休業中で認可保育施設に在園児がいる  
… 育児休業延長に係る保育所等利用継続申出書  
※ 兄または姉が保育施設等に在籍していて、育児休業取得時点で3歳児クラス以下の場合
- ・ 他の園に在籍しており、転園を希望 … 転園申請書
- ・ 保育所等で保育士、保育教諭、幼稚園教諭として勤務(予定)  
… 保育士証、幼稚園教諭免許状のコピー  
※ 保育所等とは、保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園
- ・ 利用申込み後、希望保育施設や申込み内容に変更がある  
… 利用申込み内容変更届

## 注意

※ 年度内(5月~3月)申込みの各証明書類は、  
証明日から3か月以内のもの(住民票は除く)。  
※ 就労要件の場合、月64時間以上かつ週4日以上  
の就労が確認できる就労証明書が必要。基準に満たない場合は、  
申立書(求職)を提出

| 保育の必要性の事由 |                   | 就労<br>証明書 | 母子手帳<br>のコピー | 各<br>申立書 | 診断書<br>(家庭での保育が<br>困難な状況が<br>記載されたもの) | 介護保険<br>被保険者証<br>等のコピー | 在学証明書<br>及び<br>授業時間割 | その他  |
|-----------|-------------------|-----------|--------------|----------|---------------------------------------|------------------------|----------------------|--|
| 1         | 就労                |           |              |          |                                       |                        |                      |  |
|           | 居宅外固定就労           | ★         |              |          |                                       |                        |                      |  |
|           | 居宅外変則就労           | ★         |              |          |                                       |                        |                      | 就労時間が分かるシフト表のコピー(1カ月分)   |
|           | 自営                | ★         |              |          |                                       |                        |                      | ★確定申告書(第一表と第二表)や開業届等のコピー   |
|           | 居宅内(内職)           | ★         |              |          |                                       |                        |                      | ★出来高証明書・納品書等のコピー(3カ月分)   |
|           | 育児休業から復帰          | ★         |              | ★        |                                       |                        |                      | ◆育児休業給付金支給決定通知<br>(給付金対象者で育児休業給付金支給決定通知の交付が<br>間に合わない場合、雇用保険被保険者証)のコピー |
| 2         | 妊娠・出産             |           | ★            |          | 特別な状態<br>の場合                          |                        |                      | 産前・母子手帳の表紙と分娩予定日を確認できるページのコピー<br>産後・母子手帳の出生届出済証明のページのコピー               |
| 3         | 疾病・障害             |           |              | ★        | いずれか1つ                                |                        |                      | 診断書は入所決定後でも可<br>(申立書と内容が異なる場合、入所の取消し・<br>退所となる場合があります。)                |
| 4         | 介護・看護(同居親族)       |           |              | ★        | いずれか1つ                                |                        |                      |  |
| 5         | 災害復旧              |           |              | ★        |                                       |                        |                      | り災証明書等のコピー   |
| 6         | 求職活動中             |           |              | ★        |                                       |                        |                      | ◆ハローワーク受付票等のコピー  |
| 7         | 就学                |           |              |          |                                       |                        | ★                    |  |
| 8         | 虐待やDV             |           |              |          |                                       |                        |                      | ★配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明等のコピー   |
| 9         | 育児休業中の<br>在園児継続利用 |           |              |          |                                       |                        |                      | 育児休業延長に係る保育所等利用申出書   |

※ 無収入の場合、就労認定不可(ボランティア、町内会の役員、自家消費のための農業等)  
※ 上記表中の1、3~9の要件中であっても、妊娠・出産要件に該当する場合は2を適用  
※ 申込み内容によっては、他に書類が必要な場合あり  
※ 転園や兄弟姉妹がすでに在園している場合でも、申込み書類は一式必要  
※ 提出書類に虚偽の記載があった場合、入所内定は取消し(入所後に明らかになった場合、退所)

※ 鉛筆、消せるボールペンでの記入は無効  
※ 印刷はA4サイズ



各書式は市HPから  
ダウンロード可→

